

環境融資における金利優遇の経済合理性

信金中央金庫 澤山 弘

異常気象の強まりとともに、地球温暖化対策がますます脚光を浴びつつあり、各種の汚染防止装置や廃棄物処理・リサイクル施設、省エネ設備や新エネルギー開発など、環境関連の設備投資需要が高まっている。従来、環境配慮型融資への取組みはごくわずかな先進的金融機関に限られていたが、05年の京都議定書発効を境に、事業者向けに絞っても、現在では50を超える金融機関が、何らかの環境融資商品を取り扱うまでになってきた。

ところで、一般に、環境配慮型融資と呼ばれてきた融資形態には金利優遇を伴うものが多いが、これにはどのような経済合理性があるのだろうか。

まず考えられるのは、金融機関が本業として、環境に配慮した企業を金融面から支援していくことは、金融機関が社会からの信頼をかちえ、社会的評価を高める上で有効であり、このことにより、「環境ブランド」の向上ともいうべき効果を生み、顧客の支持を得やすくし、企業価値をさらに高める効果を期待できるといったものだろう。

しかし、より重要なのは、環境配慮企業への融資は、金融機関自身の「取引コスト」の節減につながるからこそ、金利優遇にはそれなりの経済合理性があるという視点だろう。

すなわち、①環境融資を行うことによって、融資先が有害物質排出や環境汚染に起因する被害を発生させ、修復や損害賠償などを余儀なくされるといった将来にわたる「環境リスク」を回避・制御できる、②EMS（環境マネジメントシステム）を整えるなど環境対策に熱心な企業は、環境リスクの削減・コントロールに優れており、環境リスク顕在化の可能性が相対的にせよ低いので、そうした企業への貸出における（貸倒れリスクまで含めた）取引コストは低くなる、③ISO14001や各種の簡易型EMSの認証を取得した企業に融資する場合には、環境配慮実態に関する事前審査をそれなりに簡略化でき、少なくとも「環境リスク」に関する審査コストそのものをある程度は節減できる、④環境融資において何らかの認証取得を条件とした場合には、激しい貸出競争下において、貸出先のファイナンス・コスト（新規開拓コスト）を節約していることになる。借手側としては、自社の環境関連の資金需要の必要性についての理解が深く、その企業努力を適正に評価した上で、金利を優遇する金融機関から、借入れを行おうというインセンティブが働くと思われるからである。

なお、本稿では最後に、近年における環境融資の先進的事例を、①独自の「環境格付」を実施し、それに基づき金利優遇を提供、②「環境会計」に基づき、融資先の温暖化ガス排出量削減などの定量的成果まで測定し発表、③ISO14001や簡易型EMS認証取得企業に対して金利を優遇、④環境ビジネス自体の伸張に着目し積極的に環境融資を拡大、といった形に分けて紹介している。